

平成 29 年度 第 5 回 高知市障害者計画等推進協議会

日時：平成 30 年 2 月 28 日（水）18 時 30 分～20 時 30 分

場所：総合あんしんセンター 3 階 大会議室

開会

（司会）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、平成 29 年度第 5 回高知市障害者計画等推進協議会を開催いたします

本日は皆様ご多用中のところ、また雨でお足元の悪い中、当協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます障がい福祉課の入木と申します。どうぞよろしくお願ひします。

本日の協議会ですが、委員の曾根委員様と川村委員様、お二方から都合により欠席をされるというご連絡を頂いております。また、澁谷委員様と横田委員様については、ちょっと今日は事前の連絡を頂いておりませんので、後で参加されるということで、先、進行のほうは進めさせていただきます。

それではまず、本日使用する資料の確認をします。事前に郵送でお送りしているほうからですが、1 枚物の協議会の次第ですね。それからホッチキス留めで留めてある薄いほうですね。第 5 回協議会資料と書いてあって、中に委員様の名簿とかが書かれてある資料が 1 部。それとホッチキス留めで右上に資料 1 と書かれてある分厚い、これまた計画の冊子になるとこれくらいの厚さになるという冊子の原案でございます。それが事前にお送りさせていただいたほうで、それと、当日資料としまして机の上に配布させていただいております、まず高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画のパブリック・コメント結果と書かれてある当日資料 1 ですね。それは事前にお送りしている薄いホッチキス留めのほうの資料の中の 5 ページ 6 ページの部分の差し替えでございます。本日は 1 枚物のこちらのほうを説明をさせていただきますのでよろしくお願ひします。それと当日資料 2 といまして、計画の概要版、げんき・いきいきプラン概要版と書かれてある右上に資料 2 と書かれてある資料ですね。それを本日の当日資料としてお配りさせていただいております。

今までのご説明させていただいた資料でお手元にないという方は事務局までお声掛けをお願いします。いらっしゃいませんか。

本日の協議会の進行ですが、最初に事務局からパブリック・コメントの結果について報告させていただきます。その後、質疑応答の時間を取りまして、次に次期計画の原案、それから概要版について順次説明させていただきます。主に修正点を中心に説明させていただきます。その後で質疑応答及び次期計画原案全体についてご協議いただく予定としております。なお、この協議会は情報公開の対象となっておりますので、議事録を作成する関

係上、ご発言の際には、まずお名前をおっしゃっていただき、その後マイクを通してのご発言をお願いいたします。

それでは、ここからは鈴木会長に進行をお願いし、議事に入りたいと思います。鈴木会長よろしくをお願いいたします。

(鈴木会長)

皆様こんばんは。また、本日は年度末のお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。大変外は雨が降り風も強くなってまいりまして、大変お足元悪い中恐縮でございます。本日が今年度最後の計画推進協議会ということでございまして、主にはパブコメの結果、それからあとは計画の修正点を中心に事務局から説明を受けた後に委員様から確認あるいはご意見を頂戴できればと思いますのでよろしく申し上げます。

それでは早速、次第に沿ってまずは、パブリック・コメントの結果についてということで事務局のほうから説明をお願いいたします。

(事務局 健康福祉総務課 朝比奈)

健康福祉総務課、朝比奈と申します。座って失礼いたします。

それでは、お手元の資料、すみません、先ほど司会のほうからありましたが、協議会資料のほうにつきましては、パブリック・コメントの内容の要旨のみを記載したものを事前に郵送させていただいております。当日資料1というふうな資料が本日配らせてもらったものに本市の考え方を記載したものをお配りさせていただいておりますので、当日資料を基に説明をさせていただきたいと思います。

それでは、パブリック・コメントの結果についてご報告させていただきます。募集期間は平成30年1月22日月曜日から2月13日火曜日まで約3週間の募集期間を設定しておりました。意見提出者の方は2名ということで、Eメールと本市ホームページにそれぞれ1名ずつご意見頂いております。意見総数としましては、内容的に2件となっております。内訳はクラス編成についてが1件。情報の発信・提供についてが1件という結果でした。

パブリック・コメントの1番目につきましては、クラス編成についてということで、計画本書の中の4-2、保育・教育における集団生活の中での一人一人の発達に応じた支援の充実という項目についてのご意見がありました。発達障害児の普通級での合理的配慮と、基本方針である地域包括（インクルーシブ）とバリアフリーの観点から、インクルーシブ教育システムに向けて高知市立小学校の普通級1年生から6年生の1クラス当たりの人数を30名以内とすることを提案するというご意見を頂きました。その後には、それに対するこういったご意見があるというところでの細かい内容がありますので、また皆さんには確認いただければと思います。

本市の考え方としましては、小・中学校の教職員数は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、県教育委員会が学校の学級数に応じて配

置する教職員数の基準を定めております。その基準以上の教員の配置については、各学校の実態や要望等に基づいて県教育委員会が行っております。高知県教育委員会は一步進んだ対応としまして、現在希望する全ての小学校の1・2年生で30人学級編制を、3・4年生で35人学級編制を行っております。高知市教育委員会としまして、学習面の課題への早期対応や一人一人の児童に応じた指導を可能にするために、30人学級編制の実施は大きな効果があると考えておりますが、全学年において実施するための人件費を市単独で確保することは、現在の本市の財政状況から考えますと困難な状況となっております。教職員定数の見直しや30人学級編制の対象学年の拡大については、国や県に要望していきたいと思っております。

裏面になります。2つ目のご意見についてです。情報の発信・提供についてというところになります。広報や市議会だより、その他の点訳版や音訳版の発行が計画されております。それとともに、テキストデータ版発行としての位置付けが必要ではないかというご意見がありました。高知市の発行しているものは他にも多数あり、「あかるいまち」2月号にも、共に配布されていた「老人ホームを選ぶポイント」というのもあったということでご意見がありました。

本市の考え方としましては、計画案にありますとおり、広報紙「あかるいまち」及び「市議会だより」につきましては、本市のホームページにテキストデータであるHTML版を掲載しております。また希望者にはテキストをメールでも配信しております。この部分については本計画書、次期計画の中にも記載をしております。なお、高知市から発行されるその他の文書のテキスト版の発行につきましては、発行している所管課にご相談くださるようお願いし、その上で希望される方との話し合いを通じまして対応していきたいと思っております。

パブリック・コメントにつきましては、以上の2件になっておりまして、事務局で検討しました結果、現計画の変更の部分は特にこの意見をもって行わないというところで結論が出ましたので、ご報告させていただきまして、委員の皆さんにご意見頂ければと思っております。

(鈴木会長)

それでは、今の事務局からのご説明につきまして、このパブリック・コメントと、それに対する市の考え方ということで報告受けましたが、この点についてご意見あるいは確認の点がございましたらご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

特によろしければ、次の報告事項に移りたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

続きまして、高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の原案ですね。それと併せて、その概要版(案)について事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局 健康福祉総務課 朝比奈)

それでは引き続きまして健康福祉総務課，朝比奈です。よろしくお願いいたします。

それでは，配付資料の資料 1，計画書の分について少し説明をさせていただきます。平成 30 年 3 月の分で計画案，原案のほうを資料 1 にまとめさせてもらっております。12 月の推進協議会，第 3 回の分とそれから第 4 回 1 月 10 日の分を 1 つの冊子としてまとめさせていただきますまして，平成 30 年から 32 年度の次期計画書として準備させてもらいたいと思っております。委員の皆様からご意見頂きました西暦表記につきましても他の計画との整合性併せまして基本的には重立ったところの部分の平成の部分につきましては西暦表記も並列していきたいと思っておりますので，中身，西暦を付け加えさせていただきます。

それでは少し目次から確認をさせていただきます。1 枚めくっていただきまして，目次の部分になりますが，構成としましてはこれまでに報告させていただきましたように 1 番，序論から始まっておりまして，計画の性格，計画策定の背景と趣旨，計画期間，計画策定への取組，計画の点検・評価，高知市障害者計画等推進協議会委員名簿の部分が序論に記載させてもらっております。

9 ページから本論の第 1 章，障害のある人の現状という部分についての記載をさせていただいております。身体障害者，知的障害者，精神障害者，難病の方の現状を記載させてもらっております。第 2 章に基本理念，第 3 章に基本方針，第 4 章に計画の推進のために，第 5 章，計画の概要，第 6 章，重点施策の概要となっております。この部分につきましては，後ほど説明いたします概要版のほうにも掲載しておりますので，そちらで説明をさせていただきますと思います。

続きまして第 7 章につきましては，これまでに報告をさせていただきました 1 番，保健・医療の充実。2 番，生活支援の充実。3 番，多様な雇用と就労の促進。4 番，療育・保育・教育等における切れ目ない支援体制の充実。5 番，家族支援の充実。6 番，啓発の充実。1 枚めくっていただきまして，7 番，生活・社会環境の充実と安心安全のしくみづくり。そして第 8 章 73 ページからになりますが，障害福祉サービスを円滑に推進するためという部分で，障害福祉計画，本計画が第 1 期に当たります障害児福祉計画，2 番目に成果目標，3 番目に活動指標，最後に 123 ページからは今回行いましたニーズ調査と意見交換会の資料を添付させていただいております。1 冊の冊子とさせていただきます。

まず，これまでの協議会で頂いたご意見に関する変更点を 2 点報告させていただきます。文章の加筆等になっておりまして，その部分について説明いたしますと，まず 29 ページを開いていただければと思います。

第 2 回推進協議会において，山本委員から頂いた，知的障害の方がふだんの体調不良時にも医療機関での精密検査等の受診の受入体制が十分ではない現状があるというご意見を頂きました。この課題につきましては，県へも現状を伝えていくとともに，高知市においては個別のケースを通じて通常の体調不良時の医療機関受診をスムーズにしていく取組が

必要と捉え、こちらの 29 ページの施策 2-1 新たな相談支援体制の構築の項目の現状・課題への加筆をするというところで、第 4 回の推進協議会で報告させていただいておりました。その部分につきましては、29 ページ下から 4 行目の部分に加筆をしております、文章全体としましては、重複障害者への支援、高齢障害者への支援、世帯で複数の課題を抱えた障害者への支援、その後に障害特性に対応した医療機関の受入体制等、障害福祉サービスだけでは解決が困難な状況も増加しているという現状を加筆させていただいております。

対策としましては、それまでも書いておきました 30 ページの今後の方向性の 3 つ目、質の高いケアマネジメントが提供できる人材の育成の部分で、この部分の人材育成の視点の中にもそういったご意見を反映させていきたいというところで高知市としては考えております。

2 点目の加筆修正の部分になりますが、ページが障害児福祉計画・障害福祉計画のほうになりまして、75 ページをお開きください。これも同じく山本委員から第 4 回の推進協議会にご意見頂いたものとしまして、75 ページの③障害児支援の提供体制の充実の部分のところ少し全体の統一性というところで分かりづらいという表現になっているということがありましたので、事務局のほうで確認いたしまして、基本的には国から基本方針が出されました③障害児支援の提供体制の充実の部分で、医療的ケア児を含む、重度障害のある子供や支援体制の充実を図るため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を設置し、地域における課題等について検討を行っていくというのを計画の基本的な考え方として書かせてもらっております。

これに関連しまして、ページ数 83 ページ、2-5 という部分があります。障害児支援の提供体制の整備等というところについても、同じように、医療的ケア児を含む、重度障害のある子供への支援についての協議の場の設置についてを、統一した表現で記載させてもらっております。

また、この部分につきましては、障害児計画、障害福祉計画ともに障害者計画と一体化で作っておりますので、少しページが戻りますが、ページ数 46 ページに戻っていただきまして、施策 4-1 の中の地域連携体制の充実の中の 1 つの項目としまして、46 ページ、「重度の障害のある子ども（医療的ケア児を含む）への支援のための関係機関の協議の場の設置」ということで、障害者計画のほうにも同じような表現で明記をさせていただいて、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の表現を統一させていただいたというところが変更点となっております。

これまでの委員の皆様から頂いた点での変更点、加筆点についてはこの 2 点となっております。

あわせて、概要版のほうを本日お配りしております、そちらのほうをすみません、お手元に準備をよろしく願いいたします。資料 2 になります。高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、平成 30 年から 32 年度分になります。こちらの分も西暦表記のほうを入れさせていただいております。全部でページ数としましては 10 ページになります。

すが、枚数でいきますと 12 枚の A4 サイズのものがホッチキス留めで留められた形になっております。

1 枚めくっていただきまして、1 ページ目には、計画本書にも書いておりました計画期間及び計画策定体制を記載しております。今回は 3 年の計画期間、これまでどおり 3 年の期間となっております。図の中に書いてありますが 30 年から 32 年、2018 年から 2020 年の計画が今回策定されました。

その部分で下のほうにあります第 1 期障害児福祉計画ということで、障害児福祉計画につきましては第 1 期に当たることとなります。その下には、計画策定体制としまして、どういうふうな体制をもって現計画、次期計画それぞれ準備してきたかというところの部分についての表記になっております。

2 ページ目につきましては、本市の障害のある人の現状の抜粋にはなりますが、身体障害、知的障害、精神障害、難病の部分の現状の部分の抜粋で記載させてもらっております。

次、3 ページ目になります。この計画の大事な部分になります基本理念。「障害の有無にかかわらず、市民一人ひとりが互いに支え合い、いきいきと輝いて暮らせるまちづくり」、「全ての人々が共生できる地域社会の実現」、「ライフステージに沿った夢や希望の実現」という基本理念をまず書かせていただきまして、基本方針に当たります 2 点についてをその下に書かせていただいております。

計画の推進のためには、障害者計画当初から書いておりました高知市の役割、それから市民の役割、関係機関の役割、障害のある市民の役割、地域の役割、企業の役割、障害者団体の役割、NPO・ボランティア団体の役割という部分もこちらのほうに書かせてもらっております。

4 ページにつきましては、重点施策に当たります 4 つの重点施策。それから、重点施策 4 につきましては、その下の項目が 4 つありましてそれぞれ書かせてもらっております。基本的には本計画の中の本編のほうの方向性の部分をこちらに提起させてもらっておりまして、一覧で分かるような形で記載をしております。

指標と目標値につきましては、上から 3 つ目の重点施策 3、適性に応じた就労と職場定着への支援、体系 3-1 の指標・目標値としまして、各年度における就労定着支援による支援開始から 1 年後の職場定着率 70%以上を、1 つ目の指標に統一をさせていただいております。

また、重点施策 4 の学校教育の支援の充実の中で、指標・目標値を設定させてもらっておりまして、特別支援学校、小・中・義務教育学校の発達障害の診断・判断がある児童生徒の「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成率 100%を目指すという指標を記載させてもらっております。

5 ページ目になります。全体の体系図の部分はこちらに載せさせてもらっております。さきに説明しました重点施策につきましては、二重の四角で囲ませていただいておりますと表記をさせていただいております。

6 ページ目からは、障害福祉計画・障害児福祉計画の部分に入りまして、基本的な考え方、それから成果目標。

続きまして、7 ページに活動指標という形で、まず、導入部分を書かせていただいております。

8 ページからは、障害福祉サービスの見込量、その他サービスの見込量を表で記載させていただいております。

10 ページにつきましては、任意事業についても記載をさせていただいております。

最後、裏面になりますが、こちらはちょっと本編の計画と少し異なるものを記載させてもらっておりますが、本編のほうでは、A3 でライフステージに沿った部分を書かせていただいておりますが、ここでは、乳幼児期から高齢期までのサービス等のところにつきましても、次期計画で重点施策の部分の項目も出しながら、子供からお年寄りまで乳幼児期から高齢期までの部分を大きくイメージできるようなものを書かせてもらっております。

「ことばの説明」につきましては、本計画のほうにありましたものを一緒にこちらでも分かりやすく記載するということで言葉の説明を書かせていただいております。

概要版につきましては、本日皆さんに案のほうを提示させていただきまして、またご意見頂きましたら訂正・修正等まだ可能ですので、ご意見を是非頂ければと思っております。全体的にポイント数がちょっと小さくなっておりますので、見づらいというところもありますのでもう少しポイントは上げてもう少し見やすさを工夫したいと思っております。

事務局からの説明につきましては以上になります。よろしくお願いいたします。

(鈴木会長)

ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局から説明いただきました障害者計画、障害福祉計画、それから、障害児福祉計画の修正点及び概要版について、ご意見あるいは確認、そのほかございましたら、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

では、確認いただいている状況で、1つだけ私のほうから報告をさせていただきます。

先回、それから先々回の協議会の中で、山本委員さんのほうから頂戴しておりました、障害を持たれている方の医療アクセスの問題についてです。今回は、相談支援のところで本市の計画のほうには記載するという事なんですけれども、先日の県のほうの施策推進協議会のほうで、本件の話題を出させていただきました。実は、私が発言する前に、私はちょっと欠席してたんですけれども、その前の会の際に自閉症協会の方が既にそのことの発言されていたんですけれども、なお、前回の施策推進協の中でそのことについての検討ということを県で是非してほしいということでの要望を出させていただきました。その結果、県のほうでも少しグループを超えて、もうその問題に関してはやはり市町村レベルで対応するのは難しいだろうということで、県の中での協議を進めていただくということで障害保健福祉課長のほうからお話を受けました。この場を借りて報告したいと思います。

以上でございます。
ということで、いかがでしょうか。

(松本委員)
はい。

(鈴木会長)
そうしましたら、松本委員さん、お願いします。

(松本委員)
「げんき・いきいきプラン」のところの3ページに、役割というのを書いている。これ、これからよく言われるネットワーク会議とか、あるいは連携とか。それで、様々な関係機関が集まって話し合いをするときに、非常に確かにこのネットワーク会議とかいう言葉は非常にいいんやけれども、やっぱりここで言う役割が曖昧な中で集まってくると、かえってややこしくなるというか。だからそういう意味では、市民の方の役割とかいろいろあるんですけれども、あるいはグループホームの役割。あるいはそれに対する保健師さんの関わりと役割とか。あるいは行政、相談センターの役割。それがはっきりしてないと、例えば男女の障害者の交際のときに妊娠をしたとか。そういったときに責任のなすりつけ合いというか、役割が曖昧になると、登録しているAさんの生活支援案がもっと前へ進んでやってくれないかんじゃないですかとかいう。これ郡部の市町村の場合であつたんですけれども、非常にグループホームの中でしっかりと将来交際をして、そして職場定着をして、それで結婚をしていく。そういったときに、グループホームとしての役割、それに関わる保健師さんの側面からの役割とか、こういったものをしっかりと持たないと、やっぱり曖昧になればかえってネットワーク会議というものが何か違ってくるような。そういう意味ではここで役割というのをもっともっとはっきりと明確にしてから初めてネットワーク会議というようなところに持っていけばいいんじゃないかなというふうに感じました。これは非常にいいと思います。

(鈴木会長)
ありがとうございます。

どうしてもネットワークを考えたときには、具体の支援の中でまた考えるということが一つあると思います。その中では、既にあるネットワークをどう連結していくかということと、そこから何を生み出していくかということについては、高知市の自立支援協議会の中でも何度も議論されてきたところでありまして、まずはそのときにどういうネットワークが市にあって、それぞれがどういう役割を果たしているのかということとちゃんと情報を集めながら役割整理していくということが重要だろうというところまでは、高知市の

自立支援協議会の中でも確認されていたことだと思いますので、その辺りは自立支援協議会のレベルで検討し、精査し、また新たなネットワークを作っていくということと、またそれらを施策にどう結び付けていくかということとはまたこの計画推進協の中での議論になると思いますので、そこの自立支援協議会と本会の正に連携ということも含めてこれからまた更に考えていかなきゃいけないのかなということも、今、松本委員さんのお話を伺って再認識したところです。どうもありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。

恐らく計画に関心を持たれた市民は、まずこの概要版を目にするということだと思うんですけども、皆さんいかがですか、こちら目を通していただいて。

竹岡委員さん、いかがでしょう。

(竹岡委員)

育成会の竹岡です。こんばんは。

ちらっと思ったのが、随分ちゃんと書かれてるなって。短い短期間の間にすばらしいなと思いました。それと、資質の向上ということがすごく重要視点4のところで書かれてますよね。保育士さん、それから学校の先生、それから特別支援学校の先生、それから放課後長期、それとデイとかそういうふうな施設とかそういう所の支援員さんの質の向上とかいうふうに書かれてて、今度デイが大分、資質を上げてきて、今日もちょっと一人支援課の子がいて、とてもすばらしいデイの支援員さんが今日から来てましたけど、随分、質が上がったなと感じました。それを右に倣えにするに当たり、保育士さんとか教員免許を持っておられるとか、そういうふうなところの統一を図ったために、今回この春3つほどデイが無くなるという話も父兄から聞いております。質を上げるに当たって、やっぱり伴うのがやっぱり人件費になってくるんですよね。人件費と質を上げることのバランスが整ってないから結局ポシャってしまう。せっかく立ち上げてくれるのにポシャってしまうところも出てきているというふうにやっぱりすごいこれから先の課題になってくるんじゃないかなと思います。それが、デイにかかわらず、やっぱり大人になってグループホームとかに入っている、その支援員さんの質を上げるため、それから施設の質を上げるため、そしたらやっぱりそれに伴う質を上げるためのお金がかかってくるという部分をきれいに書いてもらってるけれど、そういう内情的なものを考えるとなかなかこれからすぐどこの場面でも対応差が出てくるんじゃないかなというようにすごく感じました。そこをどうするかというのがちょっと疑問です。

(鈴木会長)

ありがとうございます。

それは、まさに福祉人材、介護人材、含めてですけども、その人材を確保することと、その人材の今度は質を上げることというちょっとその場合によってはちょっと違うベク

トルのことを今、同時に進めなきゃいけないような状況があります。このことについては、県の中に自立支援協議会という組織を設けてまして、そこで人材育成部会という部会を立ち上げて、もう6、7年になるんですけれども、その中でもずうっと議論し、そのためのスキルを作り、やってきているところなんですけれども、なかなか根本的な解決に至っていないということがございます。ただ、このことについてはこれもまた県の施策推進協議会の中でも課題共有がされておまして、多分これを進めると私、実は人材育成部会の部会長というのもやっております、そうなんです。私の課題でもあるんですけれども、この部分については是非、高知市さん含めて市町村と県が正に協働しながらこの部分を考えなきゃいけないということと、また県の人材育成のスキームというところと、各市町村の計画というところをちゃんとすり合わせながらやっていかないと、これはうまく歯車がかみ合わないだろうなということは常に考えているところですので、ちょっと自分がどの立場で話してるのか分からなかったんですけれども、その辺りはまた今後とも是非、協働して連携していきたいと考えつつ、このことは考えていきたいと思えます。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

久武委員さんお願いします。

(久武委員)

高知ハビリテーリングセンターの久武です。

すいません、重点施策4の特別支援教育の充実と施策の中で書かれておりますが、計画書の中にも特別支援教育についてスーパーバイズできる専門家による介入というふうに書かれておりますが、具体的にどのような方がご介入されて、そして単発というたら失礼かもしれませんが、1回だけではいかんと思うがですよ。継続してやはりモニタリングをして、どのように支援が実施されてお子さんがどう変わってきているかというようなことが長い目で見ていく上でも充実させていくためには必要かと思えますが、その点について少しご説明いただければと思います。

(鈴木会長)

事務局いかがでしょうか。

(事務局 高知市教育研究所 寺尾)

失礼いたします。高知市教育研究所の寺尾と申します。

特別支援教育の資質向上というか、充実に向けてなんですけれども、まず特別支援教育に関する知識のある知見者の方を年間通じてスーパーバイザーとして研究所に配置をするように考えているようなところなんです。年間を通じまして全ての学校を計画的に系統立って巡回しながら、やはり中ではフォローが必要な学校もありますので、そういった学校にま

たそこはフォローしながら巡回していくというようなことで考えているようなところです。現在はそういったところで計画を考えているようなところです。

(久武委員)

ありがとうございます。

(鈴木会長)

久武委員さんよろしいですか。

(久武委員)

もう1点お伺いしたいんですが、スーパーバイズを受けるのが教員と学校というふうにはここに明記されているんですけども、それは今、それこそ相談支援事業なども普及されてきて、いろんな方がお子さんに関わっていることが増えてきていると思うんですけども、そういったお子さんに対して関わっている支援者も含めてバイズを受けるということは可能でしょうか。

(事務局 高知市教育研究所 寺尾)

今現在、考えているのは、まずは学校の教員を対象として考えております。教員の資質向上をまず図るといったところを考えておりますので、そういったところで考えております。ケースによるとは思うんですけども、支援会とか、そういったところへの参加ということもできたらとは考えているようなところです。

(久武委員)

分かりました。ありがとうございます。

それと1点だけちょっとお伺いしたいんですが、先ほどの概要版のことについてなんですけれども、これ関連することではございません。この表紙の木の枝と葉っぱ。これ何か意味のあるイラストなんですか。その辺のことについてすいません。教えていただければ。

(事務局 健康福祉総務課 朝比奈)

すみません。大きな意味は持たせておりません。

(久武委員)

何かのキャラクターかなと思ひまして。分かりました。

(鈴木会長)

ちなみにこれあれですか。こっちの計画には特にイラストが入らず、こちらの概要版にイラストが入るとのこと。どうでもいい話なんですけど。

(事務局 健康福祉総務課 朝比奈)

概要版が皆さんのお手元に届くことが多いと思ひまして、他の計画もそうなんです、毎年毎年、冊子が厚くなっていておひまして、本冊子のほうを隅々見られる方というのはなかなか少ないかなと思ひまして、まず見ていただくために概要版のほうにはイラストだとか、それから文字ももう少し大きくしたいと思ひておひますし、ちょっとカラー等も含めて今検討しておひまして、皆さんが手に取ったときに見やすいもの、それから、障害を持たれてる方もこれを見ることで少し何か感じるものがあるかどうかというところではイラスト等につきましても少しちりばめさせていただいたというところで、少しそういった意味では手に取ってもらいやすいという意味でのイメージの部分で入れさせておひます。本計画のほうは、かなり文章のほうが長くなっておひまして、いろんな方が見られるためにもポイントをかなり大きくしておひます。他の計画にも比べましても。そうなると、基本的にはヘッダーとフッターという上と下の部分に模様を入れさせてもらってる部分ぐらいでしか少しイメージとしては入れられてないというところがありまして、概要版のほうに少しそういった読みやすさだとか見やすさというところを集中させて作らせてもらっておひます。

(鈴木会長)

その他いかがでしょうか。

下田委員さん。

(下田委員)

公募委員の下田和正です。

概要版を見やすさいうか、それに関してもう1点、一番最後のページなんですけど、「ことばの説明」というところで最後NPOに対する説明が抜けておひますので、是非、本番というか印刷までに追加をお願いしたいと思ひます。

(鈴木会長)

ありがとうございます。

まだ暫定版というか、今回の下案だと思ひますので、これから恐らく少し修正が入るといふことでよろしいです。

(事務局 高知市健康福祉総務課 朝比奈)

できれば委員の皆様に見やすさだとか、ここをこういうふうなふうにすると皆さんが見

やすくなるとか、レイアウトも含めて、基本的にはその部分まだ修正が利きますので、今日のご意見をもって修正したいと思っております。これ出来上がったのがすみません、3時くらいに出来上がりまして、そこから印刷しましたので。すみません、印刷した後に幅が少し短くなりまして行が消えてるところで幅を伸ばすと下が出てくるかなというところで印刷ミスです。申し訳ありません。

(鈴木会長)

これからしっかり校正が入るということでございますので、ご理解いただければと思います。ありがとうございます。

そのほか。竹島さんお願いします。

(竹島委員)

高知県難病連の竹島です。よろしくお願いいたします。

ここの3ページ、4ページのところで、4ページの重点施策の3のところ。障害者の雇用、職場定着率と書いてますけども、これは手帳持つてる方だけでしょうか。なかなか難病の患者さんが就労できるような事業所も高知市内でも少なくという現実がありますし、それから3ページの企業の役割というところで「障害のある人の」ということをすらすらと書いてありますけど、これは難病患者さんも含まれての考え方ということでもいいでしょうか。

難病患者さん30代、40代でも即、自分が大工さんやってた人でも入院したり退院した後の就労というのは、大工さんができないとか、そういうことですごく経済的なことで即困るわけです。生活ができないということが。それに対しての福祉のサービスが全然ないわけですね。だから就労の訓練の場も少ないですし、それから保障も何か生活保護を受けるにしても何か年金の受ける方法もあるんですけども、それまでの間の生活というのは即困っている方なんかもあります。この職場定着率のところ、ここでは法定雇用率のことで手帳を持つてる人しか採用してくれないというようなこともあったりするので、難病患者さんがなかなか就労できにくいということ。それでシャインさんなんかにも相談したりしてやってるけど、なかなか作業所へ行って作業所の収入じゃなかなか生活できないという患者さんが多いですので、是非、難病患者の就労のことも考えていただきたいという。

最近、高知市も県も小児慢性自立支援が始まって3年たちましたけど、最近、高校卒業する方の就労に困って相談に来る方が何件かありました。やはり、その自立支援の子供の難病の支援をしているというところで就労の相談が時々出てきてますので、高知市内でも難病の患者、採用してもらえそうな事業所が増えたらと思っています。

(鈴木会長)

ありがとうございます。

今のご意見の中には、恐らく確認点もあったと思うんですけどもいかがでしょうか。

(事務局 障がい福祉課 大中)

障がい福祉課の大中です。

ここで書いてある職場定着率に関してですけれども、まずその手前に就労定着支援による支援開始からというふうな記載をしておりますが、この就労定着支援というのが、来年度、平成30年度から新たに始まるサービスになってまいります。この就労定着支援というサービスをどういう方が使えるかと申し上げますと、現在であります就労移行支援事業でありますとか就労継続支援A型B型。そういうサービスを経て一般企業に就職をされた方が就労定着支援というサービスを使うことになってまいります。その定着支援の手前に使っていた就労移行とか継続というのは当然、難病患者の方も対象になってまいりますので、ここにはそういう過程を踏まえた中で考えると難病患者の方も対象になってくるというふうになってまいります。

(鈴木会長)

竹島さんよろしいでしょうか。追加で意見があれば。よろしいですか。

そのほか、いかがでしょうか。

矢野川委員さん、お願いします。

(矢野川委員)

高知大学附属特別支援学校進路担当、矢野川と申します。よろしく申し上げます。

先ほどの委員の久武さんのご意見が鋭いなと思って聞いてたんですけど。それこそ、イラストであるとか、もしこれから市民の方とか目に触れる、それから紙面上で何かイラストなり何かこうそういうものを載せる際に、それこそ障害を持たれた方の芸術というものもすごく今注目もされてるじゃないですか。それは障害を持たれた方の枠組みだけじゃなくて、本当に物すごい才能を持たれた方もいらっしゃる。本当にそういう、なかなかお忙しい中で作られたということ今お聞きしましたけど、何か紙面上でそういうちょっとしたイラストの代わりにそういったものも取り上げられれば、一つその宣伝というか、そういうものにもなるのではないかなと思って。久武さんの意見が鋭いと思ってちょっと聞いたことでした。

(鈴木会長)

ありがとうございます。

何か表紙のイラストを公募とかっていうのもやってみても面白いかもしれないですね。市の仕事を増やすつもりは全くないんですが。ただ、そうやって計画というものをこう当事者の方にも関心を持ってもらうという機会にとてまなると思いますので、矢野川委員さんのご意見も非常に重要だと思って聞いておりました。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。
どうぞ。竹岡委員さん、お願いします。

(竹岡委員)

育成会の竹岡です。

さっき久武さんがおっしゃった中にちょっと含まれるかもしれんですけれど、重要施策4の一番上ですよ。質の高い支援の提供に向けての取組という中で、ちょっと私、自分のことも含めてちょっと振り返って見たら、先天性の障害にしる後天性の障害にしる、障害がありますよと言われてからの、当事者を見て、言えれば保護者ですよ、の受容ができるまでが、すごく時間が掛かるがですよ。後天性でも先天性でも障害ありますよと言われてるとき一瞬真っ白になって、それから先どこに相談に行ったらいいだろうとか、そういうふうにごく不安を感じて、ある意味孤立化もしてしまうし、変な話、友達内も遠慮して声も掛けてくれるけど、やっぱりちょっと線を引いて物を言うたり、気を遣い過ぎてお互いに気を遣い過ぎて、じゃないけれど、そういう意味でやっぱり保護者っていうのか、その本人を見る人の受容ができるまでのケアをちょっと取組の中に入れていただいたら有り難いと思います。保育士さんだとかっていろいろ声も掛けてくれますけど、なかなか就労しても受容ができてないお母さんも就学されても受容ができずじまいのお母さんもやっぱり横並びで見たこともありますし、受け入れるまでの土壌じゃないですけど、そういうところをちょっと見せていただければなと思います。よろしくお願いします。

(鈴木会長)

ちょっと質問させていただきたいんですが、例えば家族会の諸先輩方っていらっしゃるわけじゃないですか。そういう方の支えっていうのはどうですかね。今の話で。

(竹岡委員)

そうですね。もちろん身内は協力的になってもらえますけど、かえって協力的でなかったっていうお話も聞いたこともありますし、どうしてもどこに聞いていっていいのかっていうのが、一番最初には保育園なんかに入ると、児童相談所に行きなさいとか療育センターに行きなさいとか言われるがですけど、就学するまでは本当にあっちに行ったらこっちに行け、こっちに行ったらあっちに行けって言って、プール状態で方々足も運んでるがですけど、労力も使った割には、何か受け入れられてない部分っていうのがあって。自分が、ちゃんと親なんで先に自分が自覚することが大事ながですけど、自分が自覚するまでっていうのが、やっぱりきちとしたフォローがあれば、言わば障がい福祉課を訪ねれば、トータル面で全部うまくいくっていうふうな感じになれば、一所ですみますよね。児童相談所へ行って、ほんで療育センターへ行って、次に教育研究所に行きなさい。郡部にいたものですから、特にそれは感じたがですね。市内に来てからは随分もつとまして、フォロー

していただきましたけど。変な話、療育手帳も学校に入って初めて学校の先生に聞いたような状況でしたので。そこらもやっぱり、市役所に行けば全て分かるよみたいにしてくれたら、障害ありますよと言われて、その保護者はここに行けば全部トータル面で分かるんだというふうに。せっかく新庁舎ができるので、その福祉課行けばトータルに全部分かる、保護者が困らない、保護者がいなくなっても当人だけ来てもそこで全てがきちっと。マイナンバーなんかもできましたので、それを提出すれば全部事が済むように、だんだんこうなってはきてるんだらうと思うんですけど。それまでに、やっぱりきっちり形ができるまで。平成30年度からせっかく始まるんだから、そこをやっぱり市役所さんに市民としては理解をしてもらいたい。よろしくお願いします。

(鈴木会長)

ありがとうございます。とっても重要な指摘を私は頂いたと思います。つまり、障害児、障害者の相談支援体制をそこを利用する人たちから評価を受けるという視点が恐らく必要なんだというお話だと思うんですね。

(竹岡委員)

それで結局それを関係機関ができれば、今は包括支援センターとか方々できてますけど、そういう関係機関がない間。ない間をまずは市役所に行けば全部分かるみたいな形にしてもらえば、最初保育園行きよって児童相談所に相談したらいいんじゃないって言われたときに、「えっ、児童相談所ってどこにあるが」みたいな。宿毛だったので。今いろいろ、携帯とかいろいろあってググったりもできますけど、やっぱり携帯電話というのはやっぱりおうちであれしたもので、やっぱり孤立化してしまうがですね。市民の市役所であってほしいので、障がい福祉課に行けば、トータル面でいろいろサポートしてくれますよという市役所になってくれればと思います。それで初めて市役所に行ってどうしたらいいですかって言うたら、まずは医療機関は療育センターを訪ねてみてくださいとか、学校やったら教育研究所へ行ってくださいとか、そういうふうに教えてくださるところの部署が一つあれば有り難いです。人づてであっち行けこっち行けじゃなくて、まずは市役所に行ったら、医療関係はここ、療育系はここ、それから学校に行くためにはここみたいなふうに。けど、あっちこっち行くにしても、私は車に乗れますので構いませんけど、ひよっとしたら免許も持ってない方もおられるかもしれんし。公共機関であっちこっち行こうと思ったらあっちこっち離れてるじゃないですか。それやったら市役所の中にトータル面でケア、サポートしてくれるところがまずあれば、不安をちょっと解消できるんじゃないかなと思います。よろしくお願いします。

(鈴木会長)

ありがとうございます。

本計画に引き付けて考えると、高知市は基幹相談支援センターを立ち上げるということを計画に盛り込んだわけです。そうすると、当然それは相談支援事業所、障害者相談センター、そして基幹相談支援センターという一つの相談支援体系が出来上がるわけです。それは、例えばシステムの、そのシステムをどう関連付けていくかということの観点が必要なんですけれども、是非、新たな相談支援体制を考えるときに今の高知市の相談支援体制を相談に来られた方はどう使っていて、どうつながっていて、どう離れていってしまっているのかというところの検証をちゃんとしないと、恐らくこの人はちゃんと連携しないか、うまくかみ合わないんじゃないかと思うんですよね。それは、正に利用者の目線でもう一度、高知市の相談支援体制を評価するということは是非、基幹を立ち上げる前提として多分、自立支援協議会もこういう話あったと思うんですけれども、是非この辺りは高知市の自立支援協議会の中でも課題整理をしてほしいなと、このように思います。

お願いします。副会長。

(中屋副会長)

すいません。身体障害者連合会の中屋です。

今ちょっとお話が出てた関係で個人的な感覚なんですけど、当事者あるいは相談者は従事者の方が同化してくれることを望んでるんだと思うんです。今現在置かれている位置で何がしくて何を困っているということに対してしっかり同化してもらって、支援策と一緒に考えるということが望ましいんでしょうけど、しかし、その同化というのが、本当に例えば社会福祉の専門的な人が言わずと理想なのか理想でないのかというのは度外視して、利用者の方は自分の欲求とかあるいは願望とかというのはになるので、限りなく平行線だったりする場合があるので。100%同化するというのは、なかなか難しいんだろうなというふうには個人的には思います。そこで最大公約数くらいの策を考える。あるいは、思いっきり人間的に言うと親身になって考えてくれるという、いわゆる関わる人たち、支援者側の方々がそういう感覚があるというのがここでいう利用者から見る質の向上なんだと思うんです。ただ、そこがイコール皆さんの社会福祉的な質の向上とはまた別の問題なので、なかなかそこところは難しいんじゃないかなと、50年生きてきてそんなふうには思いませんけどね。必ずしも一緒に絶対ならないというふうにして、どこに生活レベルを合わせていくのかとか、あるいは、自分の生活で願望はどこまでいくのかというのは個々の問題で、全然違うし、また障害者というものが、ここ教育の部分が多いので学校の関係で言わせてもらおうと通常は40人30人が一つの号令で同じことができるというのが社会の理想であって、学校はそういうふうにはできたんだと思うんです。でも、今、僕らが対象とする障害児とか障害者とかというのはそれができないから支援が必要だという人たちなので、根本的に学校のシステムを変えんといかんし、その個々のレベルを合わすということは不可能だと思うんです。世の中がそれをどっちを採るかという問題に究極までお話ししていくとなってしまうので、なかなか社会の営みの中で同じ24時間を共有して生きていく

中では、やっぱりパーセンテージが多いほうに社会が流れていくというのがあるので、そこはちょっとずつちよつとずつ、マイノリティだとかあるいはその速さについていけない人たちの配慮がどれだけ社会ができるかというところに来てるんじゃないかなというふうに思いますけれど。

(鈴木会長)

まさに、今のお話を伺って、だからこそまず最初に一定ある支援者がその人のこれまでの葛藤であったりだとか絶望であったりだとか、あるいはそこから先に何を解決しなきゃいけないのかというところをしっかりと捉えながら評価しながら向き合える支援者をどう作るかというところがまず第一歩なんだということでしょうかね。やはり相談支援に従事する人材の質をやっぱりどう考えるか。正に一人一人に寄り添える支援者をどう育てていけるかということが今、一つ重要な課題なんだろうということでも伺っておりました。これは社会福祉教育の課題でもありますので。我々の課題でもあると、私自身の課題でもあると認識させてもらいました。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

松尾委員さん、お願いします。

(松尾委員)

松尾です。

この冊子の概要についてです。ちょっと見たときにとても見やすく、理解ができると思います。これが高知市民に対してどれだけ行き渡るのかなと思いました。どのくらいこの冊子を作ってくださいなのか。あるいは何冊欲しいとかと言ったらそれはもらえるもののかなと思いました。私は障害者の家族会ですので、高知市の障害者計画がどのように進んでいるのか、家族や当事者さんにも一通り理解しておいてほしいなと思ったのです。できれば欲しいなという家族や当事者さんにこれが手渡しできると良いなと思いました。

(鈴木会長)

ありがとうございました。

この計画の公表、それから周知の方法について少し説明を頂ければと思います。プラスしてこの概要版をどの程度配布するかという計画についてもちよつとご説明いただければと思います。よろしくお願いします。

(事務局 健康福祉総務課 朝比奈)

健康福祉総務課、朝比奈です。

現在予定しておりますのは、本冊子のほうは外注しませんので、市役所の中で庁内で印刷しますので、ご希望があれば、厚いほうになってしまいますが、それについては何冊で

もご希望があれば関係機関、配布することができます。基本的には、できましたら関係機関、関係部署につきましては本冊子のほうは配布予定で大体 800 から 900 くらいの冊子は毎回、計画策定したときには関係機関に含まれる分、準備させていただくことをしております。概要版につきましては少し予算の関係がありまして、カラー刷りを考えてはいるんですけども、ちょっと枚数が多いですので、カラー刷りの予算がどれぐらいになるか、今から業者さんに見積りとりまして、カラーのものについては限られた枚数になるかもしれませんが、白黒で良ければそちらについてもご希望があれば枚数を言っていただければ準備することができます。本当はカラーでいきたいんですが、ちょっと予算の関係とのご相談になってしまいます。今その部分はカラー何冊というところまではお伝えできませんが、基本的にはホームページのほうにアップを出来次第ということで来週 3 月 6 日に市長報告があります。そのときには冊子のほうを準備させていただいて、概要版 3 月中には準備したいと思っておりますので、新年度に入りましては配布のほうとホームページのほうでの公表のほうと含めまして、あと、「あかるいまち」のほうにも作ったことを公表させていただきますので広報のほうはそういった方法で行いたいと思っております。

(鈴木会長)

ありがとうございます。

もう一つは、ホームページにアップすることによって市民はアクセスできるということのようですが、ただ、そのときにこの情報にどうアクセスできるかというの。インターネットふだんから使っている方であればアクセスができるんでしょうけれど、それ以外の人たちについては少し課題がもしかしたらあるのかなと思いつつ、多分、予算の関係もあるということですので、なかなか難しいですね。これをどう周知するかということは予算との兼ね合いもありますし、ただその中でできるだけ多くの人の目に触れる形を採っていただけるということだと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

(中屋副会長)

ちょっと構成で。すいません、連合会の中屋です。

あんまり言わなくても良かったかもしれませんが、計画のでかいほうの 3 ページなんですけど、国と県の障害者施策の関する計画というところのテキスト文章があるんですけど、僕これ 1 番 2 番 3 番とか 1 番 2 番 3 番 4 番 5 番 6 番とかというふうにあるところが非常に読みにくいんですよ。他の構成は結構きれいに図になってたり、あるいは番号順に縦に並んでたりするんですけども、ここは表にする必要はないと思ってテキストにしてるんだと思うんですけど、何か数字を追っていくと読みにくいんですよ。皆さん初めから読んでくれるかどうかはまた別問題なんですけど、せっかく作っているの皆さん読んでくれたほうがいいかなというふうには思うんですが、何か読んでてここだけ違和感を感じるの、できたら数字だけ段落をつけるとかというふうにしてくれると非常に読みやすいなと思った

ので。何かこれテキストで読んでる限りは読みにくいんですよ。

(鈴木会長)

今お話があったのは3ページのところのこの丸数字のところの配置の問題ということでよろしいですね。書き方というか配置の問題ということだと思いますけども。

(中屋副会長)

ここは数字だけ並べてみてたら読みやすいかなと。

(鈴木会長)

ただ、そうするとあれですよ。他のところにこの書き方してるところってないです。ひょっと。他のところも変えることになりますよね。そうすると。ちょっとこの辺り事務局内で検討してもらってもよろしいでしょうか。

(事務局 健康福祉総務課 朝比奈)

はい。検討させていただきます。

(鈴木会長)

他のところの書きぶりとの整合性もあると思いますので。ちょっとこちらちょっと事務局のほうに確認と検討をしてもらおうということで副会長いかがでしょうか。

(中屋副会長)

はい。どうしてもというのはないので。

(鈴木会長)

ありがとうございます。

そのほかいかがでしょう。

高橋委員さん。

(高橋委員)

公募委員の高橋です。よろしく申し上げます。

地域移行支援についてなんですけども、私の勤務する病院にも2つの病棟にみどりの手の地域移行の専任のスタッフが入ってくれるようになって、病棟のスタッフが患者さんの退院について取組意識で何か良い変化が出ているなど感じています。教えてほしいんですけども、今、みどりの手以外で地域移行支援を積極的にやっているところがあれば教えてほしいのと、あと相談支援事業所等における退院支援体制の確保ということで平成30年度はあ

るんですけども、平成 31 年度以降は目標達成すれば事業終了ということで、その目標数値とかというのはどうなっているのかなと思ってそれを教えていただけたらと思っています。

(鈴木会長)

いかがでしょう。

(事務局 健康増進課 小原)

健康増進課の小原です。

後のほうの質問に先、お答えさせていただきたいと思います。相談支援事業所の退院支援体制の確保については、もともとは地域移行支援は個別給付で賄われるものなので、個別給付でやっていくことが軌道に乗ってくればこの事業のほうは終了して、そちらでやっていくという意味で、31 年度以降はその目標が達成すればというのは軌道に乗ってくれば事業を終了していくということで、このような書き方にさせていただいております。

(事務局 障がい福祉課 大中)

障がい福祉課の大中です。

地域移行支援の取組をされている事業所は、確認しましたら市内に 8 カ所あるということです。ただ、実際、活発に動いている所といいますと 2 カ所ぐらい挙げられると。その一つがみどりさんというところで、もう一つはちょっと固有名詞が出てしまいますので、ちょっと差し控えさせていただきますけれども、もう 1 カ所につきましては精神科病院からの地域移行ということではなくて、施設に入所されてる方が在宅に帰っていくとか、グループホームを通していくとか、そういった精神とはちょっと別のような形態で活発に動いていらっしゃるというような状況でございます。

(高橋委員)

分かりました。結構、計画相談とかで結構忙しかったりするのでごく頼みづらくて、他ってどこがあるのかなと思ってちょっと聞いてみました。ありがとうございます。

(鈴木会長)

ありがとうございます。

地域移行の取組というのは、なかなか各地域等も厳しい状況があるということですので、この辺りは県のほうでも実は課題だというふうにございますので、今後の取組推進ということは、好意的に言えば、ちゃんとそのスキームだとかモデルということを作りながら進めていき、それを地域移行の提案であったり、情報提供していくという形で進んでいく分もあるように思いますので、今後の展開ということをしっかり検討していくということだと思います。

ありがとうございます。

そのほか、山本委員さん、お願いします。

(山本委員)

昭和会の山本です。

今回、障害特性に対応した医療機関の受入体制というところに言及していただいて、採用していただきまして誠に感謝申し上げます。それと最後の会ということで、子供のところの、児童のところの支援で文言の整理なども行っていただきまして、それらも併せてありがとうございます。

最後に一つだけちょっと引っ掛かりができましたので申し上げます。分かりやすいのが75ページですけれども、75ページの③の障害児支援の提供体制充実というところ、これの③の分のなんですけれども、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を設置し、地域における課題等について検討を行っていきますというものが指すところが、医療的ケアを含む重度障害のある子供がここの指すところになってます。ここで言う重度の障害のある子供の範囲というかがちょっと分かりにくいなというところと、それから何も医療的ケアを含む又は重度障害のある子供以外にも、きっと困難事例があるんじゃないかなというふうに思いますので、もしよろしければ「ある子供等を」という字を付け加えていただければ、その他の困難事例にも対応していけるような言葉になるのではないかなというふうに思います。

以上です。

(鈴木会長)

ありがとうございます。

確かにこの文章を読むと、ここに何か特化してるというか、ここに限定されてるような印象があるというふうにちょっと思うんですけれども、今、ご提案としては、恐らく書き方としては「医療的ケア児を含む、重度障害がある子供など障害児への」とかっていう文章ということですけどね。この辺りどうですかね。今の書きぶりだと、「医療的ケア児を含む、重度障害のある子供」の文章になるわけですよ。この文章。そこのところというのは、実は障害児全体が対象になることではないかということだと思んですが。そう思います、私も。この辺りどうですか、事務局。

このいわゆる対象の方に、子供さんに特化する、そもそも意図があるのかどうかですよ、この書き方の中身。それは特にないということであれば、山本委員さんの提案でいいでしょうし。ここに特別な意味がもしあるとするなら、それもちょっと確認しなきゃいけないことだと思いますので。

(鈴木会長)

ちょっとこの意図からまたちょっと。この文章の意図を説明いただくところからだと思
いますので。どうでしょう、その辺りは。

(事務局 障がい福祉課 大中)

障がい福祉課の大中です。

意図から申し上げますと、近年、医療技術の進歩というところが進んできて、ここに書
いてある医療的ケアが必要な子供さんであっても在宅で生活をしていらっしゃると。医療
的ケア児以外の方と申し上げますと、いわゆる重症心身障害者、重度肢体不自由と重度知
的障害のある子供さん。やっぱりそういう方の在宅者というのが増えてきて、一方でやっ
ぱり行き先があるのに、日中介護先がないであるとか、短期入所をしてもなかなか受け入
れる施設が少ない。やっぱりそういった重度の医療的ケア児とか、重心の方のやっぱり支
援体制を強化していくというのが、ここに書いてある趣旨ということになってまいります。

(鈴木会長)

そうすると、障がい福祉課さん、高知市さんの意図としては特に医療的ケア児を含む、
重度障害のあるお子さんへの支援体制の充実ということが重要ではないかということで、
この文章を書かれているという意図でよろしいでしょうか。

山本委員さんのご意見はそこも含めて、障害児全般にこのことを広げるということも一
つありじゃないかというご意見だと思うんですけども。

(山本委員)

全般とまでは言わないですけど、そのほかにも困難な事例のこともあるんじゃないか。

(鈴木会長)

なるほど。

(山本委員)

この書き方であれば、医療的ケアと重度障害に限定されてしまうので、その他の困難な
事例の場合の検討はどこの場でなされるのかなということです。

(鈴木会長)

なるほど。

(山本委員)

曖昧になってしまう。

(鈴木会長)

というご意見なんです。つまりは医療的ケア児を含みつつも、より手厚いケア、支援が必要なお子さんということがここに書かれてもいいんじゃないかということでしょうかね。

どうでしょう。

今、事務局が検討しておりますので、ちょっと検討してる間にまたそのほかの意見交換をここでしておきたいと思いますが。

そうしたら、竹島委員さんから少しよろしいですかね。

(竹島委員)

難病連の竹島です。

障害者計画体系のところの1-2。計画の厚いほうでいうと26ページですけれども、難病患者への個別支援の充実というところですが、これ読んでみますと、神経難病を重点的にやっているように感じられます。先週の地対協のときにもちょっと話させていただきましたが、高知市内の4分の1が神経難病、4分の3はそれ以外の難病であって、かなりの方数がおります。神経難病以外の人たちも困ってる方はたくさんいるんです。患者会があるところは患者会で勉強したりとか、交流会をしたりとかっていうことができるんですが、患者会のない難病の患者さんたちがそういう場が少ないです。難病相談支援センターでも交流会なんかも開催してますけども、毎日できるわけでもないんで、是非とも高知市は神経難病だけでなく、その他の病気の勉強会、交流会を開催していただきたいと思います。以前、難病連が県から委託を受けて医療相談会をやっているとき、高知市で患者会のない疾病を取り上げたとき、勉強会、交流会すると、医療相談会すると結構な人数が集まってたんですね。ほとんどが市内においでる患者さんが多いですので、是非それをお願いしたいと思います。

(鈴木会長)

ありがとうございます。

竹島委員さんのほうからは、書き方は神経難病による難病相談や学習会を実施することというふうに、神経難病に特化しているというところが、実はそれ以外の人たちの相談や学習会ということも重要じゃないかということのご意見だったと思いますので、やはりこの文言の問題ということでもよろしいでしょうか。

竹岡委員さん、ちょっとお待ちいただいてもいいですか。順番に確認をしていきたいと思っております。今の先にちょっと山本委員さんからのご意見のところはどうですかね。検討いただいたところでは。

(事務局 障がい福祉課 大中)

障がい福祉課の大中です。

すみません、ちょっと46ページのほうをお開きいただきたいと思いますが、「重度の障害のある子どもへの支援のための関係機関の協議の場の設置」という部分があるかと思えます。その2段落目の中段辺りに、「平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法改正法では、障害のある子どもの支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため」というような文言を記載しておるところでございます。こここのところから申し上げますと、先ほど申し上げました医療的ケア児とか、重症心身障害児という、協議の場における対象者、決して特定するっていうことではなくて、生活に困難性のある方につきましては、協議の場に載せていくっていう大きな考え方は持っておるところでございます。

それで、先ほど山本委員さんがおっしゃられた、「など」を入れるかどうかというところの文言につきましては、ちょっと検討はさせていただきたいと思えます。考え方としては、決して対象者を特定するといったことではないということにつきましてはご理解をいただきたいと思えます。

(鈴木会長)

ありがとうございます。これは、例えば46ページの文言と75ページの文言を同じくするっていうことにはなかなかならないです。

例えば、46ページの下のほうに、事業等というのがあるって、「重度の障害のある子ども(医療的ケア児を含む)」っていう書き方になってますよね。46ページのほう。

75ページのほうを見ると、そのちょっと書き方が変わってくるっていうことだと思うんですけども、この表現を例えば統一する。つまり、それって障害者計画の中身と障害児福祉計画の中身を整合性をとるっていう考え方だと思うので、何かそんなこともちょっと検討をいただくってことはどうですかね。この時期、ちょっと難しいなというのはよく分かるんですけども。

(事務局 障がい福祉課 大中)

障がい福祉課の大中です。

基本的に同じことを言ってることですので、言葉の整理につきましては、ちょっとできるだけ整合性を持たすような形で整理をしてまいりたいと思えます。

(鈴木会長)

ということで山本委員さん、いかがでしょうか。

(山本委員)

分かりました。

(鈴木会長)

ありがとうございます。

それともう一つ今出てきたのが、あっちの厚いほうの26ページの上から8行目ですね。難病患者への個別支援の充実というところの、「また」以降の文章です。「専門医（神経難病）による難病相談や学習会を実施すること」というところで、竹島委員さんからは、神経難病以外の難病の方のほうが多いということですよ。すみません、4分の3がそれ以外ということですよ。ということで考えると、それ以外の難病の方の難病相談や学習会も実施するという計画にはならないのかという今ご意見を頂戴したところなんですけれども、この点について、少し事務局から補足説明等があればお願いします。

(事務局 健康増進課 小原)

健康増進課の小原です。

これまでは、神経難病を中心として学習会とか交流会をやってきたんですけれども、この計画書にはこれまでの取組について書かせていただいているんですけれども、今後につきましては、神経難病以外の他の難病の方についてもニーズの高いところから学習会などをまたやっていけるようにしていきたいとは思っていますので、またいろいろ教えていただけたらと思います。

(鈴木会長)

今の事務局の説明、ここに書かれてる文章は現状の文章ということでして、今後の方向性の中には、難病患者の療養相談支援という辺りで、一つは多少書いてないということなんですけれども。どうぞ。

(竹島委員)

すみません、先週のちょっと地対協があったもので、その中でもやっぱり内科の先生と神経内科の先生はお二人いるのに、他の科の先生がお一人もいなかったというようなことで、来年度からのこの計画でどう考えているかなと思って質問したんです。

(鈴木会長)

現状の書きっぷりも余り現状に沿ってないっていうところもあるということなんです。そういうわけではない。

(竹島委員)

現状はそのとおりですけども、今後これからの計画の中でそういうことを取り上げていただけるのかどうかということで質問したんです。

(鈴木会長)

そこはこれからやっていくってことのご回答でよろしいですかね。ということでもよろしいですね。

ということでもよろしいでしょうか。

竹岡委員さん、お待たせしました。よろしいですか。

(竹岡委員)

すみません、育成会の竹岡です。

小冊子全体を見て、何か 57 ページのぺらっとぱっと見たらすつと分かるところがあるじゃないですか。乳幼児期から成人期まであるんですけど、随分、青年期までは行政さんも頑張っていてくださって充実されてきたなと思う、自分の子供のことを振り返ると。ですが、私思うがですけど、青年期っていったら大体 20 歳までじゃないですか。18 歳、二十歳ぐらいまで。成人になってからが長いのに、文章の中身を見ても、さっき言うたこととちょっと裏腹になるようで申し訳ないですけど、成人してからのケアの部分でもう就労もそんなじゃないじゃないですか。就労率も 70% を目標に挙げるなら、お預けしている子供を見てくれる、うちの子も成人してますけど、仕事先といっても見てくれる施設に充実がちゃんと図れてるかなというのがちょっと心細くて。施設に充実を。きちんと支援に当たっての向上をされて充実をしていって、うちの子たちも預けて、お仕事しながら見ていただいているんですけど、施設を十分に運営できるだけのものが対価として一人の子供に対して幾ら入るとかいうもの、支援の費用っていうのを毎月作業所のほうからも頂いて金額も書いてあります。

子供たちは、うちの子は生活介護なので 3,000 円そこそこのお金もらって生活してるわけですので、それと年金とで生活してます。施設が潤っていれば結局は、子供たちはその賃金と年金でもやっていけると思うがですよ。施設が充実していればグループホームを建ててくれたり、親が亡くなった後も施設がきちんと見てくれるやないですか。医療的なこともさっき山本先生がおっしゃったのを見て、そうや、そういや、けど、施設にいる成人の人たちも知的にない場合は自分で訴えることができるじゃないですか。でも、知的な部分がある成人の人は自分の苦情とかそういうのを訴えられんずつつってということもあるので、そこもやっぱり暮らしで見守ってもらいたいし、成人してからの親が亡くなった後の子供のケアみたいなのはここの本の中では言葉としては出てきてないですよ。相談センターがたくさんできるってところ、そこで相談しなさいってということなんでしようけれど、入所しなくても親が亡くなった後も障害のある大人たちも地域で、また作業所で自分らしく生きられるような環境になればいいなと思います。すみません、何言ってるかわからない。

(鈴木会長)

いえいえ。幾つかの多分、内容が含まれてたと思うんですよね。一つは、成人してからのその人の働くことも含めた自己実現支援っていう点ですかね。それともう一つは、意思表示が十分できない人たちの意思決定支援という部分ですとか、あるいは、その人がもう親亡き後も安心して暮らしていける体制をどう作っていくかっていうところでは、ようやく幾つか施策が始まってる部分が、意思決定支援しかり、地域生活支援拠点しかり、地域生活援助しかりっていう幾つかの事業がこれから展開されていくっていうことを考えたり、就労のところでも就労定着支援っていうものが始まっていくって。これから正に幾つかの施策が始まっていくというところがありますので、そこはまた次期計画のところでも検討していき、よりその部分というのを充実していくというところだと思いますので、そこは少し次期のところをどう作っていくかというところでまた更に検討協議っていうことをさせていただければと思います。

(竹岡委員)

よろしくをお願いします。

(鈴木会長)

はい。

(竹岡委員)

結局、人件費ぐらいじゃないかなって思うときもあるがですね。手が掛かったらやっぱりマンツーマンで。マンツーマンにできんっていうのは、結局は事務処理してくれる方もおいでんといかんし、やっぱり全部の施設の統括をせんといかん人の言うてみたら人件費ですね。要りますでしょうし、修繕費からいろいろなことを考えると、自分の子供を預けてその金額で施設が充実してやっていけるかどうかなっていうたら、そこがちょっと疑問で、だんだんいろんな部分で削られていってるじゃないですか。そこをちゃんとしてくれちゃったら、少ない賃金でも別に自分の子供は、自分の子供だけのこと言うようで悪いんですけど、親ってやっぱりそんなもんやと思うがですよ。子供が良くて初めてよその人にも良くできると思うんですよね。自分が心が乱れちゃうのに人に優しい言葉をかけることができますか。できんじゃないですか。自分が充実しちゃったらやっぱりみんなのお世話もしてあげようみたいな気持ちにもなれるので、施設の部分を継続が欲しくなるかって強く感じました。よろしくをお願いします。

(鈴木会長)

ありがとうございます。

非常に難しく、そしてジレンマを感じる場所ですね。やはり障害福祉サービスも介護

福祉サービスも含めて、このままいくと多分財源の問題も含めてかなり厳しい状況というのが更に厳しくなっていくところで、じゃあそこでやはり市町村レベルでどこまでできるかというこれはもう本当に限界といいますか、ここから先どう、正に市から県にその状況の厳しさというのを上げ、県から国にそれを上げていく。そして、正に国レベルでのソーシャルアクションっていうことを地方からどう進めていくかっていうことが非常に難しく、それは正に行政だけでもできなくて、当事者団体あるいは家族会、それから我々研究者であったり、施設業であったりとか、いろんなところがやっぱりこれはコラボレーションしながら良くしていくっていうところの正にネットワークをどう作るかっていうところが大切だと思います。そこは、こういう協議の場でも非常に有効だと思うんですね。そういうネットワーク作るのに。ですから、こういう計画推進協あるいは自立支援協議会、そういうものを活性化していきながら、活発化していきながら、更にいろんなネットワークをつなげ合っていく。そのソーシャルアクションを起こせる体制というのを地方から作っていくっていうことだと思うんですね。そういう意味で、正に市民と行政と施設と我々の機関といろんなところがタイアップ、コラボレーションしていく体制をどう作っていくかということなんだろうなということをひしひしと今感じておるところです。ありがとうございます。

すみません。ちょっと、実は時間がなく、大変申し訳ないんですが、是非、最後の機会なので、小嶋委員さんからも少しお話伺えたらと思っております、すみません、最後のほうになってしまって申し訳ないんですけども、いかがでしょう。

(小嶋委員)

公募委員の小嶋です。

この概要版、非常に見やすいなと思っていました。先ほどの青年期以降のお話とかもありましたけど、私なんかこのデイサービスの利用にもなかなかつながらなかったんですね、卒業後に。福祉サービスにつながらないということは社会参加につながらないっていう、なかなかそういう実体験でしたので、ここには、もちろんサービスのこと明確にして書くということは非常に大切なことだなとは思いました。気になったところですかね。

(鈴木会長)

ありがとうございました。

計画の中に何をどう表現して落とし込んでいくかというのは非常に難しいことでして、やはりそれは国計画・都道府県計画・市町村計画それぞれが三層構造の中で連携・連動してるってのが、この障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画になっているわけです。このことの連動性を単に行政の計画がつながっているということではなくて、実はここにいかに障害を持つ市民の声が反映されているか、あるいは生活実態が反映されているか、どう反映させていくかっていうところが、実はこの組織に求められているっていうことで

もありまして、そういう意味では、次期計画の中に今回盛り込めなかった部分をどう落とし込んでいくか、あるいはそれを市の計画から漏れてしまうところを今度はどう違うレベルの計画、あるいは違うレベルの政策に反映させていくかってこともまた、せっかく集まっているこのメンバーで検討するっていうことが必要なだろうと。

それと、実はこの組織って独立してる組織でもあるんですよね、計画推進。だとしたら実は、一応私が召集してることになってるわけですがけれども、市が計画している計画推進協の、この協議の場だけではなく、実は我々が自主的に集まって情報交換することも実はいいわけですよ。せっかくのご縁で。そういうことも次期、ちょうど次、評価なんですよ。次年度からこの組織がやること。そういうことも考えておいていいのかな。別にこのメンバーでそれこそ酒飲みながらとか、違う機会でいろんなこと話し合っていると、ここ出てくる議論もまた少し違ってくるのかなと思いつつながら今日のお話を伺ったところです。

ということで、すいません、ちょっと時間もありますので、また実は今度、次年度からは評価が始まりますので、委員の皆様には、まだ任期が残っておりますので引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

(矢野川委員)

すみません。どうしても、ちょっと1点だけ。

(鈴木会長)

はい。

(矢野川委員)

はい、すいません。時間ないところを。高知大学附属特別支援学校、矢野川です。

資料2のこの概要版ですよ。その3ページですが、一つは最初から今の結びのところに掛かるところまでのところ、ずっとこの3ページという基本理念があって基本方針があって計画の推進のためにというところで文言が出てきて、それから高知市の役割、障害のある市民の役割、市民の役割、地域の役割等々出てきます。その中で、この表を見たときに、これ今の話若干どうかと思いつついるのが、障害のある市民の役割として文言が出てくるんだけど、非常に重い役割。これを果たすということが求められている。これはどちらかというと、これずっと見たときに障害のある市民の権利じゃないかなと思いつつ。どちらかというと障害のある市民を支える支援者の役割としてこういうことがサポートすることが求められるということじゃないかなと思いつつ。ちょっとこの役割としての文言、この2点目でもあれですけど、工夫により生きがいを持ち、生活できることなどについての情報発信による啓発。最後に主体的な生活を送るための自己選択・自己決定。これが市民の役割としてばんと来ることで、じゃあ、それを受けるなら市民の役割、地域の役割といったことがもっと重たい文言になるべきはずだと思いつつ。ここはやっぱりちょっと

障害のある市民の役割と支援者の役割とが混在しているのかな。市民の方の権利というものが混在してるんじゃないかなと思ってます。ごめんなさい。ちょっと今さらな感じ、あれですけど。はい。

(鈴木会長)

でも、これ恐らく書き方としてわざとこの表を重ねているというのは、それぞれが、オーバーラップ、役割がしていますよという表現、私はされてるっていうふうに読んだんですけど。事務局どうでしょう。

(事務局 健康福祉総務課 朝比奈)

すいません。この計画推進のための役割は、この計画を当初作ったときに、当事者の方、市の職員、関係機関みんなでグループワーク等もしながら、それぞれの方から出た意見をここに書いてきた経過があります。それが今言われたように、もし時代と共に変わってきたとか、当事者の方、それからいろんな関係者の方のご意見で、この役割が変わってくるんだよということであれば、是非それは議論を深めていっていただきまして、今回ではなく次期計画の中で、そういったことが本当にこの役割でいいんだろうかというところにつきましても、またご意見を頂いていければいいかなと思ってますが、当初はこれ、皆さんから頂いたお言葉をまとめさせていただいたものですので、ご本人の皆さんからの言葉を盛り込ませてもらっております。

(矢野川委員)

はい。ありがとうございます。

いや、そのとおりに思うんです。だからそれをもって今度、市民の役割であったり地域の役割であったりが本来は支援者サイドの側、世間であり支援するサイドのサービスに対する支援する質と量が求められるということなんだろうなと思っております。見え方見方によってそこが。だから障害のある方のこれ役割として、工夫により生きがいを持ち、それを生活できることについての情報発信する。啓発する。それは障害を持った方がどんどんこれをやっていくというふうな役割を果たさないと、ならねばならないみたいなのはちょっと重いかな。それは支援する側のほうにずいぶん掛かってくる側になるんじゃないかなと思っております。

(鈴木会長)

この部分はまた少し議論を要するかなと思うんです。やはり先進的な地域は障害のある人たちがこの役割を果たしているから地域が変わっているところもたくさんありますので、ここはまた高知市の実態っていうことも含めて議論を深めるということで、今回はよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

ということで時間になりましたので、この会まだ次年度もあるということですので、またそこで議論深めたいと思います。

本日はどうも大変ありがとうございました。

それでは事務局にお返しします。

(司会)

お疲れ様でした。委員の皆様本当に今日は貴重なご意見をありがとうございました。これで最後の会になりましたけども、最後の最後までこうした意見たくさんいただくというのは、それだけ委員の皆様の熱意を感じたところです。委員様の意見交換の中でありましたけれども、私たち支援従事する側としては、やっぱり寄り添っていく、共に歩いていくところから始めていく、そのスタートラインを改めて認識させられた思いでございます。

最後に事務局からお知らせでございます。今回のパブリック・コメントの結果につきましては、後日、高知市のホームページのほうに掲載させていただきます。

それから、机の上に、当初ちょっとご紹介抜かっておりましたが、1枚物のご案内で高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の市長への報告について、ご案内という。郵送でもご自宅のほうにお送りさせていただいておりますけれども、その資料をお載せしております。これは本日ご審議いただいた計画についてもう一度事務局で最終チェックをいたしまして、出来上がった冊子について推進協議会の皆様から高知市長に報告をしていただきます。報告する日は来月の3月6日月曜日の午前11時30分から本町仮庁舎3階の市長室、特別応接室のほうで行います。会長、副会長にはご出席いただくことをお話しさせていただいておりますけれども、当日ご都合のつく委員の皆様がおいでましたら是非ご出席のほうお願いしたいと思います。ご出席できるという方は3月2日、今週の金曜日までに健康福祉総務課までご連絡をお願いします。ちなみに、今、現時点でもう6日のほうに自分はいれますよっていう方、ちょっと委員様挙手でお願いしたいんですが、今、予定大丈夫ですよっていう。はい。その方ちょっと後で事務局のほうでご連絡がありますのでちょっとお席にそのまま残っておいてください。

皆様にこうして一同お集まりいただくこの協議会は今年度本日が最終回となります。年度が替わった4月以降は、鈴木会長がおっしゃったように、この新しく出来上がる計画の進捗管理をお願いすることになりますので、来年度は2回開催を予定しておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

それでは最後に、健康福祉部を代表しまして、村岡部長からご挨拶を申し上げます。

(事務局 健康福祉部長 村岡)

健康福祉部の村岡でございます。

委員の皆様には、今年度5回の協議会に参加をいただき、大変貴重な意見を頂きまして障害者の計画を取りまとめることができました。国の指針に基づきまして、それぞれ盛り

込むべき課題についても盛り込んできたところですが、今日の議論をお聞きをしましても、改めて障害福祉の問題というのは本当に障害種別の問題、難病の問題含めて、個々のニーズだとか多様性ということがございますので、多様性を求められる支援ということでは大変大きな課題だなというふうに認識をしているところです。そういった意味では、なかなか行政だけでは、鈴木会長からのお話でもありましたように解決のできない課題ということも多数ありますけれど、特に今回の計画の中では、支え合い、共生という考え方で取りまとめを頂きました。国においても地域共生社会ということで取組を進めておりますけれど、ある会で大学の先生がこのようなこと言ってます。地域共生社会というのは、共に生きるということだけではなくに、共に死ぬという覚悟を持った取組が大切なんだということで、本当にお互い様に支え合いながら社会への参加を認め合いながら、それをみんなで支えていくという社会を作っていくということが、障害のある方にとっても、高齢者、子供たち、全ての人々にとって大切なことではないかなというふうに感じているところですので、これからもまた委員の皆様の貴重なご意見を頂戴したいなと思っています。

今日の協議の中でも、現在の福祉のあり方では、断らない福祉ということも言われています。課題が複雑、多様化しておりますので、それに対して行政とか、相談の機関、それぞれの関係事業者がどう応えていくかということで、寄り添いながら伴走型の支援をしていくということも重要ですので、これからの施策の中でもそういったことをまた考えていきたいなと思っています。

また一方で、質の向上だとか、処遇の改善という課題もありました。今、保育とか介護の分野では職員の処遇改善ということが言われておりますけれど、どちらかという障害の分野というのは、まだまだ立ち遅れた分野ではないかなというふうに感じておまして、これらに対しては国や県に対しても処遇の改善、質の向上が図られるような体制づくりを求めていかななくてはならないというふうに考えています。あわせて、それぞれの役割の議論というものもありましたけれど、役割をしっかりと果たしていくということでは、やっぱりそれぞれのお互いの関係の機関、またそれぞれの立場ということを理解しているということが重要になろうかと思っておりますので、今後の自立支援協議会等の協議の中でお互いの状況ということをしかりと理解しながら、それぞれの関係機関の取り組めるところ、お互いに理解をして進めていきたいなというふうに思っています。

最後に、就労の問題ということも出ておりました。就労の問題でいいますと、今、社会全体では人口減少という問題があります。高知県でも平成22年から27年の国勢調査では、大体毎年7,000人ぐらいの人口が減少しているということで、今年の1月だけでも970人ぐらいの人口が減少しておりました。人口規模でいいますと、本山町と大豊町足したぐらいの人口になりますので、2つの町が無くなったというぐらいの人口が減ってる社会の中で、これから本当に社会の経済を含めて維持していくということになると、高齢の方もそうですが、障害のある方もやっぱり少しでも働く能力をしっかりと発揮をしていただいて働く環境を作っていくということも大変重要ですので、そういった意味で就労の定着支援

の取組だとか、それ以外の分野でも生活困窮者の就労の支援の取組。特にひきこもりの方だとか、発達障害で社会に適応できない方に対しても支援をしていこうということで進めているところですので、そういった総合的な取組の中で少しでも施策が前進をしていくようにしていきたいなというふうには感じているところです。

本当に1年間貴重なご意見を頂きまして、より良い計画がまとまったと思いますので、それをしっかり実践をしていくことが私たちには求められていますし、行政だけではなく関係機関にもご理解いただいて実践していくということで取り組んでいきたいと思えます。今後とも委員の皆様には進捗管理等もございますので、貴重なご意見を頂戴しながら本市の障害福祉の施策が進んでいくということをお願い申し上げまして、計画策定に当たっての感謝も併せて閉会のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして、平成29年度第5回高知市障害者計画等推進協議会を閉会いたします。委員の皆様どうもありがとうございました。雨が降っておりますので、どうぞお気を付けてお帰りくださいませ。